

亀保の里指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人亀保の里が開設する。亀保の里指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者等は、要介護等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、要介護者等を老人福祉法第5条の2に規定する施設（特養等）または、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、その他生活全般にわたる援助を行う。

2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称 特別養護老人ホーム亀保の里
- 2、所在地 豊前市大字鬼木63番地1

(従事者の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(併設介護老人福祉施設)

- 1、管理者 施設長 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2、従事者等 介護職員27名以上、看護職員4名以上、その他の従事者
介護職員は、利用者の日常生活の支援を行い、看護職員は医師の指示による利用者の看護、保健衛生を行う。

(事業所の定員)

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 1年365日
- 2、営業時間 1日24時間とする。

(短期入所生活介護の内容および利用料等)

第7条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定めるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載されている割合の額とし、別表1によるものとする。

①入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

2、次に掲げる各号の費用の額を利用者から徴収するものとする。

3、前各号に定めるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費相当分を徴収するものとする。滞在費、食費については重要事項説明書に定めるものとする。

4、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に対しての交通費はその実費を徴収する。

① 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

5、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊前市、中津市、上毛町、吉富町、築上町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従事者等は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止の為の指針を整備する。

③従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。

④前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

2、事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントに関する事項)

第11条 事業所は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の

方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行う。

②相談に対応する担当者及び対応する窓口を予め定め、従事者に周知する。

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業所において、感染症の発生又はまん延防止の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催するものとする。
- ②平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（定時の検温、手指消毒等）など標準的な予防策を行い、感染の予防に努める。
- ③発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等を行う。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記するものとする。
- ④感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発を目的とした「感染症の予防及びまん延防止の為の研修」を行い、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2、事業所において、避難、救出その他訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとし、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることとする。
- 3、感染症や災害が発生した場合であっても、サービス提供の継続又は早期の再開を図る為に業務継続計画を作成し研修・訓練を実施することとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 短期入所生活介護事業所は、従事者などの質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修

採用後6ヶ月以内

②継続研修年2回

③認知症介護基礎研修

介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない職員については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を行うこととする。

- 2、従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3、従事者であったものに、業務上しりえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との

雇用契約の内容とする。

- 4、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人亀保の里と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は短期入所の生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1、努めて健康に留意すること。
- 2、管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 3、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 4、その他管理者が定めたこと。

附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。